

令和5年度 第3回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和5年9月6日（水）午後1時30分から午後2時52分まで

場 所：文京シビックセンター3階 障害者会館A+B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 新たな高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめ(たたき台)について
【資料第1号】 【資料第2号】
- (2) 地域ケア会議について
(「文京区車いすステーション事業」施行実施について)
【資料第3号】
- (3) 令和5年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の
登録について 【資料第4号】

3 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、
新井 悟、宮長 定男、木村 始、安田 剛一、古関 伸一、
鈴木 悦子、中西 喜久子、小倉 保志、太田 道之、岩波 康人

<欠席者>

今井 瑠璃、石川 みずえ、弓 幸史、萩野 礼子、諸留 和夫、森田 妙恵子、
片岡 哲子、石樵 さゆり

<事務局>

木内地域包括ケア推進担当課長、阿部介護保険課長、木村福祉政策課長、瀬尾高
齢福祉課長、田口健康推進課長、岩井高齢者あんしん相談センター富坂長

<傍聴者>

3 人

1 開会

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、定刻となりましたので、令和5年度第3回文京区地域包括ケア推進委員会を始めさせていただきます。

議事の進行につきましては、平岡委員長にお任せしたいと思います。では、委員長よろしくお願ひいたします。

平岡委員長：ありがとうございます。

それではまず、事務局からお願ひいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：ではまず、委員の出席状況と配布資料についてご報告いたします。

<出欠状況報告、配布資料の確認>

2 議題

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、令和5年度第3回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。本日は議題が3件ございます。限られた時間ですが、それぞれのお立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

まず、議題（1）の新たな高齢者・介護保険事業計画の「中間のまとめ」たたき台についてです。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長：介護保険課長の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

<阿部介護保険課長より、資料第1号、第2号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関して、委員の皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

岩波委員：公募の岩波です。

私も意見を出した一人ですけども、介護のところの高齢者のところで、50歳以上の方が多いと。50歳以上の団体のところというのは、私はファイナンシャルプランナーも兼ねている中で、やはり教育と介護最後のお金が重なってしまうと負担が大きい。ケアプランを多く見ている中で、99%以上は介護負担の軽減ということでデイサービスを使っている。その中でできれば特養を、近接に特養を求めたいという方も結構いらっしゃるという相談も多いものですから、在宅サービスは分かるんですけど、ぜひ入れたらどうですかということで出したのですが、この区の考え方は非常にいいのでこれを載せていただくことは可能でしょうか。この事業計画のほうに説明として。区の計画としてこの部分を載せていただくと安心してくださいますよと、特別養護老人ホームのほうもちゃんと整備していきますよという文京区の方針が分かりやすいので、ぜひ載せていただきたいなというふうなことでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

阿部介護保険課長：そうですね。今回の次期の計画を策定する中で、区としての施設整備計画を立てていきますので、その整備計画の内容に合わせて、説明の文章については、考えていきたい。

瀬尾高齢福祉課長：介護保険課長のほうから説明した内容だったのですが、内容的には高齢福祉課のほうに大分関わってまいりますので。

特別養護老人ホームについて、岩波委員本当にありがとうございます。50代とかの若い方の場合は、やはり介護負担で介護が必要になったときには施設というのがすぐに思い浮かぶようなのですが、同様の調査の中では、実際ご自分が介護になられる、お世話になるとは言えないなど。やはり在宅という方も多いので、やはり施設がベストではないというのは、これは世間的にも大分周知してきたと思います。

今までの計画ですと、これだけ施設造りますよというのは区は出してきたのですが、確かに岩波委員がおっしゃるように、理由とか現状に対してちょっと説明が足りなかったかなというのは反省点でございます。次期計画には入れたいと思っています。

入所の支援に関しても、一つはやはり今までと同じ形で来ておりますので、今そちらも見直す方向で考えているところです。

岩波委員：非常にいい区の間考え方が出ているので、この辺を載せられないかなというのが私の意見なので。それだけちょっとご検討いただきたいと。

瀬尾高齢福祉課長：こうしたご意見を改めていただいたということで、前向きにいうかきちんと載せていきたいと思います。ありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。それでは、そのほかの質問、ご意見。どうぞ。

宮長委員：宮長でございます。

冊子のほうの 24 ページの認知症高齢者の日常生活自立度のところ、令和 3 年度 5,262 人から徐々に減っていつているのですよね。私も全国調査をやったりもしたのですが、このコロナの 3 年の影響で、ものすごい認知症が進行していると。それから ADL も落ちてくるという状況は顕著で、これは広島大学の石井先生とも連携してやったのですが、石井先生も調査結果が顕著だと。だから、この事務局の現在の自立の調査の内容で言うと、減っていつているというふうになっているのですが、これ結局更新するたびに自立度を取っているわけですよね。常時とか何か取っているというわけじゃないですよね。そうすると、例えば令和 5 年 4 月の 4,377 というのは、更新が新たに反映された比率というのはどれぐらいだったのですか。何かその辺のところは分からないと、コロナを経て認知症が逆に重度の人が少なくなっているんじゃないのという話になると、ちょっと現状違うのではないかなという、その辺は区のほうはどのように考えているのでしょうか。

平岡委員長：お願いします。

木内地域包括ケア推進担当課長：地域包括ケア推進担当課長、木内です。

ご指摘いただきましたとおり、コロナの影響では、4 年、5 年はちょっと正しい見え方がされていないというふうにこちらも認識しておりまして、説明文の中にも書かせていただいているのですが、このコロナの間、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱いということで、主治医の意見書の提出がなかった方が「その他」にカウントされていますので、それぞれ 1,444 名、令和 5 年度ですと 2,062 名の中から左のほう（日常生活自立度Ⅱのランク以上）にずれてくる方がたくさんいらっしゃるというふうに思っております。ただ正確

な比率については、ちょっとこちらも把握できておりませんので、今回は一瞬下がっているように見えますけれども、実はその 1,444、2,062 の中に含まれているということを、上の説明の中で書かせていただいたということです。

以上です。

宮長委員：上の説明だけじゃちょっと分かりづらいと思うので、やっぱりその辺は下手にこの表を見てコロナを経てこんなふうになっているんだと軽く見られてしまうとまずいので、表現の仕方も工夫して、今後の推移を慎重に把握していくというようなことにもしておかないとまずいのではないかなという気がします。

木内地域包括ケア推進担当課長：ご指摘いただいたとおりかと思います。表記の仕方等、もう少し工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。

平岡委員長：じゃあ、よろしくをお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員：公募の鈴木です。

先ほど、特養の充実を今後希望したいというようなお話だったんですけども、26ページの1) ①をみますと介護を受けながら自宅で暮らしたいというご希望の方が多くですね。こちらのほうも充実していただきたいです。

在宅支援もいろいろな事業所があると思います。最期まで自宅でリハビリを受けて、自分らしく生活できる、医療で訪問医療を受けられる、自宅にいながら入浴ができる、そういう細かいところも支援してほしいです。夜間も家族の方、介護大変ですので、着替えとか、もろもろのことを支援するというのを、これから本当に高齢者が増えます。再度、26ページの1) ①今後の希望する暮らし方をみますと、自宅で暮らしたいという方がとても多いです。私自身もできたら自宅で最期を迎えたいと思っているほうなので、在宅での生活が充実する支援にも重点を置いて施策をよろしくをお願いします。

平岡委員長：はい、どうぞ。

木内地域包括ケア推進担当課長：地域包括ケア推進担当課長の木内です。

ご指摘のとおり、これから多死社会、高齢者の方は増えていきますので、施設で必ず受け止められるかという、そうとは限らないというふうに認識して

おります。在宅でできる限りお世話していただけるような工夫・取組が必要で、ただ一方で、何回かこの会の中でも人材不足の話が出てきていると思います。これは介護人材に限らず、いろんな分野において人材が不足している。生産年齢人口はこれから減ってきてしまいます。なので、サービスの充実ももちろん必要で取り組むべきことなのではけれども、やはりご高齢になられてもできる限りご自分で元気に過ごしていただく、または介護が必要な状況になったとしても、介護サービス、公的なサービスだけに限らず地域の中で助け合い、支えられるだけでなく、支え手になるというような、そういう地域の中での地域包括ケアシステムを充実させていくということも、とても大事なことかなというふうに思っております。

前回のこちらの会議の中で 24 時間ケアシステムビジョンのほう、こちらに考察したものを皆様にお示ししておりますけれども、やはり公的なサービスとそれから自分で自立していくための取組と、あとは地域での支え合いと、これらを全て底上げしていかないとなかなか厳しい時代になっていくかなというふうに考えております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。そういう考え方を、区のほうで考えていらっしゃるというだけではなくて、実際にいろいろな取組がこの計画の案の中にもあるわけで、例えばこの第 4 章の主要項目及びその方向性のところで、1 には最後におっしゃった、地域でともに支え合うしくみの充実ということに関する、それから 2 のところですね。54 ページ、在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組ということで、具体的には介護と医療の連携もありますが、地域密着型サービスの充実を図るということで、例えば 54 ページの上の二つ目の段落の 3 行目のところで、（看護）小規模多機能型居宅介護、それから認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備、その辺りを 24 時間のケアなんかを提供できるような体制の整備ということを考えてもらって、具体的には 73 ページのところを見ますと、居宅サービス、施設サービス、それから地域密着型サービスと、73 ページですね。並んでいまして、地域密着型サービスの中に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、24 時間の在宅ケアの体制。それから小規模多機能型居宅介護とかですね。目標値は今のところまだ出てございませんが、というふうに書いてあるわけですが、これがちょっと非常にこう見る

と目立たないところに小さく書いてあるんですが、非常に重要な居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス。これが僅か1ページに入って並んでいるだけなので、ちょっとメッセージとして区民の方に伝わりにくいんじゃないかということがあります。

特に、地域密着型サービスと言われても、何となくちょっと分かりにくいところもありますし、何かこの辺りどこかで、もうちょっと分かりやすく説明があると、今のご意見のようなことについて、区としてどういうふうに取り組んでいるのかということが分かりやすいのではないかな。もう少し伝わるのではないかなという印象があります。

実際の計画書のほうはいろいろ色刷りになっているので、重点的な事業は、取組はカラーになっていたりとかあるんですが、ちょっとそんなことを感想として思いました。

そのほか、どうぞ。

飯塚副委員長：文京区のこの地域包括ケア、地域共生社会の実現、すごくいいなと。その中で助け合い交流、ごちゃまぜ、これ本当にいいと思うんですね。本当に高齢者だけじゃなくていろんな世代があるから、これから文京区問わず認知症状をお持ちの方がかなり増えてくると思うんですよ。そのときに、居場所づくりだとかボランティアだとかだけじゃなくて、区民全員が認知症状をお持ちの方に対する対し方ですよ。それをやはり小さいうちから教育していく。認知症になって分からなくなって、その方がそれこそ私の住所はここですけど連れていってくださいみたいな札を普通に掲げて、それを手助けしてくださる誰かがいるような、そういう社会が私は共生社会じゃないかなと思うので、そのところはやはり、区民全体でもそういうことの発し方、それを少し文京区でやっていただけたらいいかなと思っております。

確かに認知症の方、こういう居場所ありますよ。認知症カフェだとか何だというそればかりじゃないと思うんですね。やはりそのところがちょっと期待するところです。

平岡委員長：どうぞ。

木内地域包括ケア推進担当課長：貴重なご意見ありがとうございます。

先日、認知症施策の専門部会のほうでも、やはり認知症イコール特別な人と

ということではなく、地域に住まわれた方で認知症を患っていらっしゃる。同じように精神障害をお持ちですとか、身体のハンディキャップがある方でも、地域にお住まいの方にそういうハンディキャップがあるという捉え方で。

先日アナウンサーの方が、実はアルツハイマー病であるというふうに公表された方がいらっしゃるんですけども、そのほうがここが困ってこのサポートが必要なんだよというのを周りの方にもお願いしやすくなったということが記事にございました。ぜひおっしゃったような特別なことではなくてお互いさまであるということ積極的に啓発していけるように取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

じゃあ、ちょっと私から1点、確認させていただきたい点が。今回、新たに重層的支援体制整備事業に取り組むということで、そこも少し説明がありまして、それから、この計画の体系のところの上がっている事業の中で、重層的支援体制整備事業の関係でこの事業が入るということでご説明いただいたのですが、重層的支援体制整備、包括的支援体制の確立ということについては、この計画の体系の中で、どこに入ってくるのかなと思ひまして。これは高齢者介護保険事業計画の中では収まるものではないのですが、ちょっとこの計画、そういう先ほどのご説明もありましたので、何か説明がどこかにあったほうがいいかなという感じがしました。

それで、区の計画の体系の中では、これは文京区地域福祉保健計画のあれでしょうかね、2ページの図の1の体系図で言うと、地域福祉保健の推進計画、この全体のところで説明が入っているということになるのでしょうか。その辺りのことを確認させていただければ。

阿部介護保険課長：重層的支援体制整備事業の取組の計画については、委員長ご指摘のとおり、地域福祉保健の推進計画の中に包含するような形で決めていく形になりますので、基本的にはそちらで定められたものを、各計画、分野別計画の中で必要な事業を取り入れて庁内で連携を取りながら推進していく体制というところで、計画の中でもそういうふうに横のつながりを持って推進するというので、その一部の部分を取り込んでいくという形の計画体系図となって

ございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

そのほかの点、いかがでしょうか。どうぞ。宮長委員。

宮長委員：先ほど委員長のほうから、73ページのところに関連して地域密着型サービスのところを強調されましたので、私ども事業者でもありますし、また副委員長も小規模多機能の実践者でもありますので、やっぱりここは委員長がおっしゃられたとおりで、やっぱりさっき鈴木委員から在宅で住みたい人たちはどうしたらいいのかという話がありましたけども、やっぱり非常に多様化しているというのは現状だと思うんですよ。在宅で暮らすといっても、本当に複合的な問題を、課題を抱えて、今回も複合化とか何かいろんな言葉を使うけれども、やっぱりそうすると地域密着型のサービスというのはそういう意味ではまさに住み続け、在宅でありたいという願いが一番の願いだと思う。次に、住み慣れた地域で住みたいという願いを実現するやっぱり決め手になっているのだと思うんです。ただ、私は東京都のグループホーム整備のマッチング事業を受ける前のときに、6年前にいわゆる日本地主家主協会というところと、東京都は一緒にやろうということでマッチングで調査をやったんですね。5,000人ぐらいアンケート、返ってきたのは1,500ぐらいだった。ただ、特養の認知度って、「知っている」「よく知っている」が74%だった。グループホームってなったら、「知っている」「よく知っている」が24%。今、認知症グループホームなんか上がってきたと思うんですが、ましてや平成18年小規模多機能ができたときには、もうケアマネさんとか小規模多機能の何たるやを知らないで、すみませんがと電話をかけてきて、今晚から3日間泊めてくださいとか、そういうような電話が引切りなしにかかったような状況。だから確かにそれ以来、だんだん認知度は上がっていると思うんですけど、やっぱりそこをどうやって上げていくのかというので、区民にこの部分をアピールしていく。もちろん整備目標も積極的に掲げるといのが重要だと思うんですが。その辺を私もやっぱり強調していただきたいなと。この中で区民が、こういう方法があるんだというので、希望を持てるような状況にしていきたいなと思います。その点はいかがでしょう。

平岡委員長：それでは、お願いします。

阿部介護保険課長：ご指摘ありがとうございます。確かにサービス、いろんなご家庭の事情、状況に応じて、そこは取捨選択してご自身とかご家庭の状況に合ったサービスを選んでご利用いただくというのが、やはり望ましいやり方かとは思っておりますので。なかなか個別の計画で明確に書くのは難しいかもしれませんが、その人に合った住まい方、サービスの利用の仕方ということでは、盛り込める要素があれば、そこは盛り込んでいけたらというふうに考えておりますけれども、そういう随時相談等も承っておりますので、その中でその方のニーズに応じたご要望に対してお答えできるような形では体制を整えておりますので、その取組は引き続きやっていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

宮長委員：よろしく願いいたします。

平岡委員長：それでは、そのほかいかがでしょうか。オンラインでお考えいただいている小倉委員からは、特にございませんか。

それでは、議題（１）についてはこのぐらいで終了するというところでよろしいでしょうか。では、次の議題に進みたいと思います。

議題の（２）地域ケア会議について（「文京区車いすステーション事業」施行実施について）ということで、事務局から説明をお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、ご説明いたします。資料第３号、車いすステーション事業の試行実施についてをご覧ください。

<木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第３号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、今のご説明について、ご質問、ご意見があればご発言いただければ、どうぞ。

宮長委員：私もこれをお願いした経緯もありまして、本当にありがとうございます。私も車椅子を大塚のほうに持っていったり、いろいろしましたけども、この根底にあることでちょっと大事なことなんですけど、以前、区民で使わなくなった車椅子を寄附したいということで、その寄附を一定程度シルバーセンターか何かをお願いして整備してもらって、それをここで使うという流れにしてもらいたいという提案をしたかと思うんですが、それはどうでしょうか。覚え

ていない。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長：地域包括ケア推進担当課長の木内です。

すみません、議事録をもう一度確認させていただこうと思うんですけども、そういった流れが実現するように思いますので、ちょっと担当部署と可能かどうか調整を図っていきたいと思います。

平岡委員長：はい、どうぞ。

宮長委員：私はそのとき申し上げたんですよ。私の自宅だけで4台か5台あって、結局施設に使っていた方々とか、その前はデイサービスをやっていたんで、デイサービスで使った方が亡くなるとあげますよと言って。無駄にできないからもらってくるんですよ。ちょっと施設にも全部置くわけにもいかない。そうするとうちに置いてあったりして。やっぱりそういう家族の方からの申出が結構多いんです。だからぜひ、ちゃんと整備しないでやっちゃうと、事故があったりすると大変なので、さっき言ったように、シルバー人材センターのほうにでもお願いして、何か整備してもらって、これは大丈夫だというんだったら、この高齢者あんしん相談センターのほうで貸出しをするような、そんな流れにぜひしてもらおうと、恐らく区民の関心も、結局亡くなった後使っていた車椅子で買ったやつだったらもったいないよねというのが、家族としても多いので、そういう認識を高めて、何か一緒にやっているんだという意識をつくってもらったほうが僕はいいいんじゃないかなというふうに思っています。ぜひご検討ください。

平岡委員長：では、よろしくお願いいたします。

そのほかの点、よろしいでしょうか。どうぞ。

飯塚副委員長：これは今のところ大塚と富坂地域ですよ。今後駒込だとか本富士は、いつ頃からするのかということと、やはり車椅子を借りに行くというのは、歩いていかなきゃいけないですよ。そうすると、あまりお使いになりたい方と借りる場所があまり遠いと、じゃあそのところで結構苦労すると思うので、今本当は宮長さんのお話にある、もし今使わないのがある人がいたら寄附をしていただいて整備をして、貸す場所をなるべく多くしたほうがすごく便利じゃないかなと思います。

平岡委員長：どうぞ。

木内地域包括ケア推進担当課長：ありがとうございます。今回大塚それから、富坂でスタートということなんですが、これは地域ケア会議のほうから上がってきたもので、施策化につながったという事業になっております。その他の地域ではそういう問題がないというわけではなく、ハートフルネットワーク、裏面の協力機関がそうなのですけれども、ハートフルネットワークのご協力機関に車椅子を置いていただくことで、お近くで借りられるという利点もありますけれども、ハートフルネットワークの見守りもさらに強化されるのではないかと、このような仕組みになっておりますので、おっしゃるとおりこの事業を進めてうまくいきましたら、早々にほかの圏域にも広げていけたらいいかなと考えております

平岡委員長：どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員：公募の鈴木です。

以前、地域活動センター駒込とか大原で、車椅子を借りたことがあるんですけども、地域活動センター名が載っていないですね。区役所でも借りられるのでしょうか。区役所に近い方は区役所のほうが便利ですね。地域活動センターは載ってないですが、今後借りられないのでしょうか。

平岡委員長：どうぞ

木内地域包括ケア推進担当課長：すみません、資料の一番下に参考までに載せてございますが、地域活動センター、または区役所のほうでは既に車椅子の貸出しを行っております。。ただ、貸出期間を原則1か月と長く取っております、今回は1か月ではなくて例えば今日病院に行くときにちょっと借りたいんだというところのご要望がありましたので、広げてみたというところでございます。

鈴木委員：借りられる場所として提示していただくと、使いやすいと思います。

区内の介護事業所さんでも借りられるのではないのでしょうか。

平岡委員長：その辺りはいかがでしょうか。

飯塚副委員長：全部がということはないと思いますけども、私どもは2台ぐらいだといつも用意してはございますけれども、あるのではないかと思います。

平岡委員長：どうぞ。

木内地域包括ケア推進担当課長：区のほうで把握できる数という、一般の介護

事業者さんのいつ何台空いていますよというところまでの管理が難しいので、それはお手数なんですけども、直接お問合せいただくことになるかと思います。

平岡委員長：ありがとうございます。

車いすステーション事業の情報と、従来からの車椅子貸出しというところが、一つのところで見られるようになってきているといいのではないかというお話かと思えます。介護事業所によっては貸出しを行っているところもありますという情報もあるといいかもしれませんね。

よろしいでしょうか、その点については。ではこの事業の説明については、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、次の議題に進みたいと思います。議題の（３）、令和５年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の登録についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：それではご説明いたします。

<木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第４号の説明>

平岡委員長：ありがとうございました。

では、ただいまの説明についてご質問、ご意見あればお願いいたします。では、よろしいでしょうか。では、これについては承認という扱いとしたいと思います。ありがとうございました。

予定していた議題は以上ということになります。その他、何かこの機会にご質問、ご意見、ご発言いただける方あればお願いいたします。

どうぞ、宮長委員。

宮長委員：今日の資料の１号で言おうと思ったら忘れていたんですけど、補聴器購入の支援か何かの、施策の体系がありましたよね。

実はこの間、部会の座長か何かやっている栗田先生とか、そういうのを話していたら、宮長さんそれすごく重要なんだよって言われまして。

実は私も今年３月ぐらいから補聴器をしています。去年辺りからだんだん耳の聴覚がダウンしてきて、それで医者にダブルで行ったんだけど、加齢ですよって一言で軽く言われて、補聴器も何も言ってくれない先生で。もう駄目だと思って、自分で安物の補聴器を買ったんです。自分でやってみてすごく分

かったんです。慶応の先生が言っていたことで、名前は忘れたんですけど、やっぱり補聴器を使い始めるのってリハビリテーションが必要なんです。

結局、私のお世話している92歳のお年寄り、片耳33万の補聴器を使っているけど、全然使わないんですよ。自分でやってみて分かったのは、実は補聴器をつけてみたら、今まで全然聞こえなかった音が、いろいろ聞こえてくるわけですよ。急に何か違う世界にいるみたいに感じて、結局、違和感を感じて外してしまうんですよ。

自分でもそれを繰り返していたんですけど、あるときからその慶応の先生がやっぱり3か月はリハビリテーションをやらないと駄目だという記事を読んで、それで10日我慢してとにかくやってみるんだってやって、いろいろ調整できるやつを買ってやったんです。そうしたらもう、それは確かに3か月たったら、何かうっかりしてうちに帰ってシャワーを浴びるのにつけたままシャワー浴びて、あ、いけないなんて思うようになって。

やっぱり多分お金の補助というだけじゃなくて、補聴器を普及するためには僕の経験から言っても、やっぱりリハビリテーション期間をどうやって支援するかというのをやらないと、結局私の面倒見ている人は両耳33万だから66万とあって、ただうちで置いてあるだけで、私の補聴器を1回つけてやったらよく聞こえるなんて言われたんですけども、その辺のところを自治体の政策でも今、全国のいろいろ見ていると、補聴器購入の支援というのだけがわーっと走っているけど、やっぱり僕は補聴器を実際つけるためには、そういうリハビリテーションが必要なのだなと感じます。それをどうやったらいいのかとについて、栗田先生何か考えがあるかと聞いてみたところ、まだ俺にもないよなんてこの間言われちゃって。でも大事なことから、それはやっぱり、いろんなところで、宮長さんは恥ずかしいだろうけど、話したほうがいいよと。いや先生、僕は恥ずかしくないよというふうに言ってきたんですけど。ちょっとその辺は検討の題材としては必要かなと思います。

平岡委員長：ありがとうございます。資料第2号の、意見と回答のところにもちょっと出てきましたが、非常に具体的に重要な課題をいただいたかなと思います。

これはどうなんでしょうかね。医療のほうの分野に入るんでしょうか。

瀬尾高齢福祉課長：補聴器の補助自体については令和2年度から文京区も始めまして、全国的に増えていますが、23区が全部やっているわけではないんです。金額もまちまちなんですが、文京区は平均的な金額で、お一人に1回だけなんですけど2万5,000円というのを、申請に基づき補助しております。そのご案内の中に、一応認定補聴器技能者をご存じですかという記載を入れていまして、本来は認定補聴器技能者さんという、スキルのある方がいらっちゃって、その方が調整していくのが本来は望ましいようなんです。ただ、補助金の条件にはしていませんので、その方を使わなくても補助はすることになってはいるんですが、本来はそうした専門家にかかったほうがよろしいというのは、私も後から聞いて分かるようになりました。

ほかの区で手帳を作ったりとか、そういったのがこの間も新聞報道で出ていましたけど、やっぱり連続して調整していかなくちゃいけないものというのはあるみたいです。

ただ、残念ながらこの技能者が文京区にはいないということで、ほかの文京区以外のお店でいらっしゃるようなので、そちらで購入ということになってしまうような形らしいです。それほど人数もいらっしゃらないようです。

ちょっとこの辺は、まだ健診の対象にもなってないというのもありまして、これは保健衛生部門に確認して今回差替えで入れた部分でもあるんですが、一応聞こえるかどうかという行政の健康診断の考え方と、よりよい聞こえというところはまた別になってくるので、そういった面ではどういった施策が取れるのかというのは、今後検討段階かなと思っております。

高額なものから安いものから結構いろいろあるようなので。

宮長委員：僕のは3万9,000円なんですけど、よく聞こえている。

瀬尾高齢福祉課長：それでもやっぱり一番よく聞こえるのは、その方に合っているのが一番だと思いますので、なかなか難しいなというふうには思っています。周知には努めてまいりたいと思います。

宮長委員：よろしくをお願いします。

平岡委員長：ありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

中西委員：すみません、公募の中西ですけれども、今の件なんですけど、宮長さん

以前の問題で、私が高齢者の集いに行くと、耳の聞こえないのは普通という意識なんですよね。それよりこれをそのままにしておくと認知症に移行することが一番大事なので、そちらを先に周知していただいて、お金の問題ではなくて。文京区の人ってお金持ちだと思っているので。本当に意識が全然ない方が、私が見ている方では多いです。だから認知症に行くということを強く言っていただくように、教えていただいたほうがいいと思うんですよね。だからやはり、健診の一つに必ず入れていただくようにして、この方は補聴器のほうだとか、あるいは耳鼻咽喉科の先生につなげていくということが大事なんじゃないかな。それからの次の問題だと思うんです。

以上です。

瀬尾高齢福祉課長：健診に直接入れられるかどうかは、ちょっとここで答えで
きるような場ではないのであれなんです、そうしたら認知症の予備軍になり
かねないというところは、区としても周知して、補聴器を入れるかどうかは確
かにお医者様の診断というのがありますので、補助金も実はお医者様の診断な
しにはお受けしておりませんので。その辺りはちょっと健康寿命の延伸ですね。
いかに認知症になってもリスクを低減するってことですね。そういったところ
では、取り組んでまいりたいと思っております。

平岡委員長：鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員：公募の鈴木です。

この資料2の1の老人性難聴のところの提案についてですが、聴力検査を高
齢者検診でやっていただいて、難聴があるとわかった方々には拡張器を使うな
り補聴器を使うなりして、音や話が聞こえるようにする事が必要だと思います。
難聴になると認知症になる可能性がとても高いと言われていています。

高齢になると、私をふくめ、聴力が低下するんですね。それはもう完全
には止めることができない。そこで補聴器とか拡張器等の機器を使って、少し
でも日常生活でコミュニケーションができ、不安が減り、認知症も減らせるよ
うにということでございますので、老人性難聴への施策よろしく願います。

3 閉会

平岡委員長：ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、予定していた議題も終わっておりますし、これで本日の会議終了ということになるかと思えます。

事務局のほうから、次回の日程等についてご説明いただければと思います。

木内地域包括ケア推進担当課長：それでは、事務局のほうから2点ご案内です。

1点目は次回の日程についてです。令和5年度第4回の委員会は、10月20日金曜日に開催を予定しております。場所は今回と同じく、こちらの障害者会館A+B会議室となります。次回もご参加のほうよろしく願いいたします。

もう1点目は、本日席上配付させていただきました資料第2号につきまして、お間違いのないように新しいものをお持ち帰りいただきまして、古いものはお席のほうに置いてお帰りいただきますようによろしく願いいたします。

すみません、もう1点、ブルーの現行計画についてはこちらも机の上に置いてお帰りいただけたらと思います。

以上でございます。

平岡委員長：ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございます。